

行政経営会議 事案書

開催日：令和7年4月21日（月）
担当課：こども部 こども青少年みらい課

件 名：大和市放課後児童クラブ事業条例の一部改正について

提出理由：放課後児童クラブの育成料を改定するため、大和市放課後児童クラブ事業条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・放課後児童クラブの利用を希望する児童は、共働き世帯の増加などにより年々増加している。
- ・本市では、学校敷地内の居室の確保や、入会保留児童を民営の放課後児童クラブで受け入れる体制を整えることなどを通じ、積極的に入会希望の増加に対応してきた。
- ・一方で、入会児童数の増加に伴い、保育環境の整備や支援員の負担増加への対応など、事業の持続性や安定性に関わる様々な課題が生じている。
- ・これらの課題への対応に加え、近年の物価高騰や労務単価上昇の影響等により、放課後児童クラブの運営経費は増加傾向にある。
- ・なお、現行の育成料は、本条例を施行した平成20年度以降、改定をしていない。

2. 改正に向けた考え方等

- ・国が示す放課後児童クラブの保護者負担割合の考え方は、保護者負担を総事業費の1/2（50%）とし、残りの1/2を国・県・市で1/3ずつ負担することとしているが、本市における保護者負担割合は、直近3か年の実績で30%前後となっている。
- ・放課後児童クラブの質を確保し、将来にわたって持続的かつ安定的な運営を行うため、国の考え方にに基づき、育成料の適正化を図ることとする。
- ・また、夏休み期間中は通常月と比べて、朝から夕方・夜までの長時間の開所となり、利用者数も増えることから、人件費等の運営経費が増加する。
- ・このため、受益者負担の観点に鑑み、8月の育成料は夏休み料金として、通常月とは異なる料金設定とする。

3. 改正内容

【現行】

育成料	月額 6,300 円
夏休み料金	設定なし



【改正案】

育成料	月額 10,200 円
夏休み料金	8月のみ、月額 12,200 円

- ・国が示す放課後児童クラブの負担割合の考え方をもとに、放課後児童クラブの運営に係る経費の1/2を保護者に負担を求めるべき費用の総額とし、年間延べ入会见込み児童数で除した10,200円を月額料金とする。
- ・夏休みについては、利用時間の拡大と入会児童数の増加に対応するため、夏休み期間のみの補助支援員を雇用すること等により、通常月と比べて経費が増す状況である。このため、8月の月額料金については、夏休みのみにかかる経費の1/2を夏休み期間延べ入会见込み児童数で除した金額を、通常月の育成料に加算した12,200円とする。

4. 条例施行日

- ・改正内容の市民周知を図るとともに、入会手続き開始までの各種準備作業を考慮し、令和8年4月1日とする。

5. 今後の育成料改定の考え方

- ・令和8年度改定後は、3年ごとに育成料の見直しを行う。

経 過

- S60.9 公営の留守家庭児童ホームを開設（育成料月額5,000円）
- H20.4 放課後児童クラブ事業条例施行 育成料改正（育成料月額6,300円）
- H27.4 子ども・子育て支援法施行（対象年齢を小学校3年生までから6年生までに拡大）

今後の予定

- R7.6 意見公募手続
- R7.9 改正条例議案提出
- R7.11 令和8年度入会募集開始
- R8.4 改正条例施行